

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社ユニモール
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中村区名駅四丁目5番26号
工場等の名称	ユニモール
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅四丁目5番26号先
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	その他
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	地下街と地下駐車場
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年6月15日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	(場所) 株式会社ユニモール 桜ビル7階事務所受付
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-586-2511		

指針第1号様式

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

1. 省資源・省エネルギー活動の推進 地下街で使用するエネルギー使用量を削減するように務める。
2. 廃棄物の抑制の推進 地下街で発生する廃棄物を抑制してリサイクル化を進める。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

社長から全社員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,813	t-CO ₂
①を 除く （二 室 酸 効 果 ガ ス 排 出 量 換 算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2,813

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

項 目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排 出 量	0.1028	CO ₂ / m ²	0.1026	CO ₂ / m ²	0.2

(2) 目標設定の考え方

逐次設備更新を行いエネルギーの使用量の削減に努める。
館内照明のLED化を更に進める事で電気使用量を削減する。
追記：コロナ禍からの社会活動再開により増加の可能性有り。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動実践・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰な冷房や暖房は行わない。 ・機械設備の効率の良い運転を行う。 ・機器の更新時は最新型省エネルギー機器に更新する。 	最適な温度管理を実施する。
省エネルギー・省資源の行動実践・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明器具へ更新する。 	更新時期の照明器具はLED化する。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--